

最高裁判所(第一小法廷) 令和●●年(〇〇)第●●号 第三者異議上告事件
国側当事者・国

令和5年3月9日棄却・確定

(控訴審・名古屋高等裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和4年6月30日判決、本資料272号・順号2022-16)

(第一審・名古屋地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和●●年(〇〇)第●●号、令和3年12月3日判決、本資料・徴収関係判決令和3年判決分(順号2021-30))

決 定

上告人	Y株式会社
同代表者代表取締役	A
同訴訟代理人弁護士	山内 順
被上告人	国
同代表者法務大臣	齋藤 健
同指定代理人	縣 智洋

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

令和5年3月9日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 岡 正晶

裁判官 山口 厚

裁判官 深山 卓也

裁判官 安浪 亮介

裁判官 堺 徹